

様式第 4 号

令和 6 年度 第 1 回
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和 6 年 7 月 2 日 (火) 13:25～14:50
開催場所	市役所 5 階 501 会議室
出席委員	<p>委員長 中山 裕子 (税 理 士)</p> <p>委員長代理 松原 雅昭 (群馬大学名誉教授)</p> <p>委員 内田 光人 (弁 護 士)</p>
市側出席者	<p>総務部長、都市整備部長、都市整備部副部長、 水道局長、他約 20 名</p>
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である中山委員長から次のとおり抽出結果の報告があった。 (抽出結果報告) 令和 5 年度下半期に発注した工事 105 件、測量コンサルタント等の委託 5 件の中から、入札金額・落札率などを考慮し、7 件を抽出した。</p> <p>2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. その他 ・業者ランク表について、資料として配布することとなった。 ・後任については、推薦依頼の準備が整い次第、各団体あてに依頼することとなった。</p>

委員	担当課及び事務局
<p>1. 一者随意契約 流関 広沢川十号雨水幹線築造付帯工事 土木一式<担当：下水道課> 〈工事概要〉 (市単)施工延長 L=50.2m 搬入路築造 V=129.5m³ 付帯工 1式</p> <p>○変更契約の事由である、不測の日数はなぜ発生したのか。</p> <p>○随意契約で契約しているが、随意契約で予定価格に到達しなかったらどうするのか。</p> <p>○本体に付随する工事について、あらかじめ盛り込んでおくことができないので、後から契約しているとのことだが、付帯工事がこれからも発生することはあり得るのか。</p> <p>○付帯工事がどんどん増え、終わってみたら付帯工事の方がすごい金額になってしまった、ということはないのか。</p> <p>○本体工事の入札の時点で付帯工事を盛り込むことはできないのか。</p> <p>○付帯工事として随意契約を繰り返して規模が大きくなってしまおうと、公平性という点で気になるが、どうか。</p>	<p>●近くに老人ホームがあり、工事の掘削範囲にガス管が存在した。そのガス管が老人ホームの所有物となるため、移設の交渉が必要になった。認めてもらった後、桐生ガスとも協議する必要があったため、不測の日数を生じた。</p> <p>●今回の工事は仮設搬入路を築造するための付帯工事のため、本体工事を行っている業者と随意契約としている。不調になる可能性としては少ないと考えている。</p> <p>●状況による。すべての工事に付帯工事が発生するわけではない。今回は施工場所が建物に近接しているため、仮設搬入路が必要となることから、付帯工事を行っている。</p> <p>●基本的には本体工事よりも少額となる。</p> <p>●不測なところもあるため、本体とは別に発注をしている。今回の場合、現場の状況に応じて付帯工事を行ったが、搬入路が確保できていれば付帯工事は不要であった。</p> <p>●付帯工事というのは、本体工事に必要な工事ということで、必要以外のものは付帯工事としては発注していない。</p>

<p>○付帯工事の規模は大きいものではないという認識か。</p> <p>○この工事はあと何年くらいかかるのか。</p> <p>○これは河川の広沢川のことか。</p> <p>○仮設搬入路は終わったら元に戻すのか。</p>	<p>●一般的にはそういう認識となる。</p> <p>●計画だと何年かは示せない。施工範囲を考えると、まだしばらくはかかる想定している。</p> <p>●河川の広沢川はまた別にある。広沢川に雨水が流れ込むということで広沢川十号という名称を使用している。</p> <p>●そのとおり。</p>
<p>2. 条件付き一般競争入札 下水道管渠移設補償工事（R 5（都）赤岩線 2 号） 土木一式〈担当：下水道課〉 〈工事概要〉 （市単）φ 3 0 0mm管布設工 L = 1 1 9 . 9m マンホール設置工 5箇所 汚水柵設置工 8箇所 付帯工 1式</p> <p>○今回対象になっている土木 A 等級は何業者あるのか。</p> <p>○15者のうち4者から入札の希望があったという理解でよいか。</p> <p>○県道か。</p> <p>○群馬県の別工事というのは。</p> <p>○古いから、という理由ではないのか。</p> <p>○この管自体はそのまま使用するのか</p>	<p>●15者。</p> <p>●そのとおり。</p> <p>●そのとおり。</p> <p>●電線を地中化する事業をしている。それに伴って、下水道管が支障になるということで、群馬県から依頼を受けて、移設工事を行った。</p> <p>●そういう訳ではない。</p> <p>●新しくする。</p>

<p>○前の管は古かったのか。</p> <p>○桐生の水道管は戦前のもあるといった話を聞いたことがあるが、そこまで古いのはあるのか。</p> <p>○下水道管の工事が多くなっているように感じるが、古いのを交換しているのか。</p> <p>○上水道は更新を行っているのか。</p> <p>○上水道の管の方が古いのか。</p> <p>○下水管の材質はなにか。</p> <p>○塩ビ製でも日にあたるわけではないから劣化がすくないのか。</p> <p>○工期が延びているが、群馬県と打ち合わせで工期はもっと絞れなかったのか。</p> <p>3. 指名競争入札 道路補修工事 土木一式〈担当：土木課〉 〈工事概要〉 (市単) 施工延長 L=54.0m、落蓋式側溝工 L=54.0m、舗装工 A=138.7m²、区画線工 一式</p>	<p>●詳しい製造年はわからないが、桐生市の中では古いほうである。</p> <p>●上水道に関してはわからないが、下水道に関しては昭和42年から下水道事業を行っているため、古くてもその年代となる。</p> <p>●令和3年度にストックマネジメント計画を策定し、それをもとに維持管理工事を始めている。更新についてはまだやっていない。</p> <p>●行っている。</p> <p>●古い。当初の管があと1、2年で更新が終わる予定。</p> <p>●移設前はコンクリート製のヒューム管。移設後は塩ビ製のパイプ。</p> <p>●紫外線による劣化はよく聞くが、地中にあればそういう心配は少ないと考える。</p> <p>●県の工事の進捗状況に合わせて、という形のため、こちらの裁量では難しい。県の事業の流れの中で、工程が色々あり、下水道だけでなく、上水道やガス管も移設対象になっているため、それらの事業者との調整も必要になっている。</p>
--	---

○6者を選定ということだが、選定の理由について。

○手持ちの工事数は桐生市で把握しているものか。

○落札業者は令和4年度の格付表に載っていない業者であるが、格付表に載るにはどのような手続きが必要になるのか。

○Cランクに登録されるためには、県の申請さえ通ればCランクにはなれるのか。

○最低制限価格には達してないので問題はないが、入札結果を見ると落札業者はほかの業者と比べると頭ひとつ抜けて安くなっている。理由はあるのか。

○品質には問題はなかったか。

○設計が変更になったが、金額が変更にならなかった理由は。

4. 指名競争入札

舗装補修設計業務委託

土木関係建設コンサルタント業務〈担当：土木課〉

〈委託概要〉

(国補・起債・市単)舗装補修設計 N=4 路線

○舗装補修設計業務委託とはどういったものか。

●旧桐生市内の土木のCランク業者で、技術的適正や主任技術者の人数、手持ち工事数を考慮して6者選定した。

●桐生市で発注した工事に関しては把握できる。

●入札参加資格については、県が申請窓口になっている。桐生市に申請があれば、県からデータが来る。期間としては、不備がなければ群馬県に申請してから2か月ほど。桐生市の格付けについては、600点未満がCランク、600点から750点未満がBランク、750点以上かつ特定建設業許可を持つ場合はAランクとしている。

●書類に不備等なく、桐生市内に本社があればCランクにはなれる。

●業者の裁量があるため、想定範囲ではあるが、手持ち工事の状態や、地元が川内のため、経費の削減が行えたのではないかと考える。

●品質には問題なかった。

●廃材の処分費が増えたが、舗装の面積が減ったため、相殺となった。

●舗装の補修方法を決定することを目的としている。舗装を構成している各層、アスファルトの面や砕石部分の厚みや方法を決定するもの。

○場所が異なっているが、たまたま同じ時期になったのか。

○専門業者にやってもらったほうが効率的なのか。

○ほかの工事でも設計委託を行っているのか。

○実際に施工する業者に対しては、この設計されたとおりに施工してもらうのか。

○設計する業者は市内だと難しいか。

5. 指名競争入札

桐生市市営住宅東一丁目団地9階建て連結送水管改修工事

管〈担当：建築住宅課〉

〈工事概要〉

1. 連結送水管送水口付近やりかえ工事 1式

○辞退の業者がたくさんいる。辞退理由として人員不足が多くみられる。辞退が予測されたからたくさん指名したのか。

○人員不足が表面に出ているが、予定価格が低すぎるなどの他の要因はとくにはないのか。

○予定価格を超えている業者がいるが、これはなぜか。

○現場代理人とは。

●舗装長寿命化事業としてやっている。その事業の中にこの4か所があり、まとめて発注をおこなった。

●目で見えてわかるものではない。舗装に加重をかけることで生じるたわみの測定を行い、舗装の中の状態や健全度を判定して舗装の補修方法を決定しているため、市側では行えない。

●舗装長寿命化事業として行っているものは設計委託を行っている。

●この設計結果をもとに、桐生市のほうで設計をして、発注を行っている。

●そのとおり。

●今回は2回目の入札となる。1か月ほど前に1回目実施している。その際、Cランクの4者を指名して行ったが、技術者不足ということで4者とも応札がなかった。そのため、設計を見直し、管工事のランクをAまたはBランクに変更をして入札を行った。

●そういった要因もあるかとは思いますが、辞退理由としては技術者不足といった記載があるような状況。

●分からないが、積算の価格が超えてしまったものとする。

●現場の施工の管理や工期など、全般的な工事の管理をする責務を負っている人のこと。

<p>○落札業者から選出されるのか。</p> <p>○役職の名称みたいなものか。</p> <p>○これは2回目の入札で、予定価格が減額している。内容が変わっているのか。</p> <p>○前よりは工期が短くなっているが、この工期でも終わるのか。</p> <p>○1回目の入札時、工期を長くとっていたということか。</p>	<p>●そのとおり。</p> <p>●そのとおり。</p> <p>●内容は変わってないが、3月末の工期は決まっていたため、工期が短くなった。そうすると経費率が少なくなるため、予定価格の減額となっている。</p> <p>●そのとおり。</p> <p>●約1か月短くなっているが、全体的な工事の見直しや、適切に円滑に施工していく中で、工期に間に合うように施工してもらった。</p>
<p>6. 条件付き一般競争入札 (仮称)総合教育センター整備電気設備工事 電気〈担当課：建築住宅課〉 〈工事概要〉 【市単・起債】(仮称)総合教育センター整備に伴う電気設備工事(幹線動力設備1式、電灯設備1式、放送設備1式、構内交換設備1式、監視カメラ設備1式、情報通信ネットワーク設備1式、勤怠管理設備1式、自火報設備1式)</p> <p>○建物はどこかなくなった学校を使っているのか。</p> <p>○なにに使用するのか。</p> <p>○共同企業体で2者の申請があり、1者は辞退している。自分で希望していて辞退するケースはよくあるのか。</p> <p>○辞退したという情報は他の業者に伝わるのか。</p>	<p>●旧西中学校を改修して使用している。</p> <p>●庁舎にある教育委員会がそちらに移る。その他教育的な施設について統合して使用する。</p> <p>●企業体にかかわらず、そんなに頻繁ではないけど、時々ある。</p> <p>●こちらから情報を伝えることはない。</p>

○既存の建物を改修して、その中の電気設備の工事ということか。

○既存の設備は使用できないのか。

○「市単」「起債」とはなにか。

○共同企業体の参加要件に本社が桐生市内という条件があるが、構成員に対して条件を緩和することは可能なのか。

7. 条件付き一般競争入札

tsukurun KIRYU 整備建築主体工事

建築一式〈担当：建築住宅課〉

〈工事概要〉

【市単】内装改修工事（床面積 135.6m²） 一式

7（参考）. 指名競争入札

tsukurun KIRYU 整備 電気設備工事

電気〈担当：建築住宅課〉

〈工事概要〉

【市単】1. 電灯・コンセント設備改修工事 2. 弱電設備改修工事 3. 自動火災報知設備改修工事 4. 空調設備改修工事

○県の設備の名前なのに市で行うのか。

○電気設備の方はなぜ増額変更になっているのか。

●他にも建築工事や設備工事がある。その中の電気設備工事となっている。

●学校施設として使用していたため、設備的には老朽化しているのと、使用方法が異なるため、設計自体が変更になり、それに合わせて電気設備の改修が必要になっている。

●「市単」は桐生市の予算単体のもの。「起債」は割賦式のもので財源を確保しているもの。

●構成員を緩和することは少ない。代表構成員を市外にして、構成員を市内業者にするパターンはある。

●デジタル人材の育成を群馬県が始めた事業である。県のほうからサテライトとしてできないかと話があった。桐生市がそれに手を挙げて、始めたという経緯がある。東毛サテライトという位置づけになる。名前を使っているが、県の施設ではない。

●変更については、配線ルートの変更があったため。既設の設備を使用することから、当初の設計通りにはいかない部分もあるため、増額変更となった。

○保健福祉会館は結構古いのか。

●平成4年か5年に建設された。